

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第40回）開催結果概要

1 日時

平成23年5月20日（金）午前10時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，酒巻匡，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，
二島豊太，野間万友美，水野美鈴

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第一課長，本田能久総務局参事官，
朝倉佳秀民事局第一・三課長，河本雅也刑事局第一・三課長
春名茂行政局第一・三課長，浅香竜太家庭局第一課長

4 進行

（1）第4回報告書案に対する意見交換

ア 本日の進行等について

（高橋座長）

- 本日は，事務局が作成した第4回報告書案（以下，単に「報告書案」という。）について意見交換を行いたい。

（菅野審議官）

- 意見交換に先立ち，報告書案について御説明する。前回御説明したとおり，第4回報告書は「概況編」及び「施策編」の2分冊としたいが，報告書案のうちⅠないしⅤが，「概況編」である。これらのうち「Ⅰ 本報告書の概要」は，Ⅱ以下の概要をまとめたものであり，後述のⅡ以下の修正に伴い，骨子案を修正した。「Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況」及び「Ⅳ 家事事件の概況」は，平成22年の統計データに基づいて，第3回報告書

と全く同一の統計項目について、新たに作成した。「Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況」については、骨子案で示した主要な統計項目に平成22年の統計データを挿入するとともに、骨子案では示していなかった統計項目を追加した。「Ⅴ 最高裁判所における訴訟事件の概況」については、骨子案で示した主要な統計項目に平成22年の統計データを挿入するとともに、前回の検討会における委員の御意見を踏まえて骨子案を修正し、また、骨子案で示していなかった統計項目を追加した。

次に、報告書案のうち「Ⅵ 長期化要因を解消し裁判の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策」が「施策編」であり、前回も御説明したとおり、「1 総論」、「2 第3回報告書において指摘した長期化要因の継続的検証」、「3 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策」、「4 個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策」及び「5 裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策」の5つのパートから構成している。骨子案で示した統計項目について平成22年の統計データを挿入するとともに、前回の検討会における御意見を踏まえて骨子案を修正した。

- 本日は、井堀委員、仙田委員及び山本委員が欠席されているが、いずれの委員にも事前に報告書案を御覧いただいている。その上で、井堀委員及び仙田委員からは、全面的に報告書案に賛成するとの御意見を、山本委員からは、後に御説明する御指摘を除き、報告書案に賛成するとの御意見を、それぞれ頂戴している。
- なお、仙田委員が、建築雑誌「Journal of Architecture and Building Science」2011年3月号に「建築紛争の法的解決」と題する論文を掲載され、報告書に関連する内容であるので、同論文を報告書の適宜の箇所で紹介したいと考えている。

イ 「概況編」について

(高橋座長)

- 「Ⅰ 本報告書の概要」は、Ⅱ以下の概要をまとめたものであるから、まずはⅡ以下から御意見を伺い、Ⅰについては最後に御意見等を伺いたい。

(ア) 「Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況」について

朝倉民事局第一課長から、民事第一審訴訟事件（ただし、家庭裁判所における人事訴訟事件を除く。）、医事関係訴訟及び建築関係訴訟について、主要な統計データの説明がされた。

続いて、春名行政局第一課長から、知的財産権訴訟及び労働関係訴訟について、主要な統計データの説明がされた。

(いずれについても、特に異論はなかった。)

(イ) 「Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況」について

河本刑事局第一課長から、刑事訴訟事件について、骨子案の修正部分及び追加部分を中心に、主要な統計データの説明がされた。

(特に異論はなかった。)

(ウ) 「Ⅳ 家事事件の概況」等について

浅香家庭局第一課長から、家事事件及び家庭裁判所における人事訴訟事件について、主要な統計データの説明がされた。

(特に異論はなかった。)

(エ) 「Ⅴ 最高裁判所における訴訟事件の概況」について

本田総務局参事官から、骨子案からの修正部分及び追加部分について説明がされた。

(高橋座長)

- 「まとめ」の脚注に、最高裁判所が「大量の新受事件を迅速に処理し続ける状況の下で、重要な法律問題にこれ以上の力を注いでいく余力が実際にどの程度あるのかという疑問も生じないわけではない。」との記載があるが、同一の事件について上告とともに上告受理が並行して申

し立てられる事件（以下「並行申立事件」という。）の存在を考慮すると、余力がないとまでは言いにくいのではないかと、この疑問が生じる可能性もある。そのような疑問が生じないようにするためには、並行申立事件を1件として計算しても、なお全体としての事件数は現行民事訴訟法の施行前よりも増加していることを説明したほうがよいのではないかと。

（菅野審議官）

- そもそも平成22年の上告受理事件数が現行民事訴訟法施行直前の上告事件数を上回ったのは事実であり、並行申立事件の割合は8割程度であるから、座長ご指摘のとおり、並行申立事件を1件として計算しても、事件数は現行民事訴訟法の施行前よりも大幅に増加していることは明らかである。ただ、やはりそのみならず、並行申立てとはいえ、上告事件も同時に申し立てられると、その上告事件について、要件判断をきちんと行った上で、最高裁として最終決定を行う必要が生じ、客観的な数値で表現することは困難であるが、独自に相当の負担が生じることはご理解いただきたい。

ウ 「施策編」について

本田総務局参事官から、骨子案の修正部分について説明がされた。

また、本日欠席の山本委員から、「3 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策」の「ADRの結果の活用」において、「ADR機関の手続において作成された資料が後の裁判で公開されるとなると、ADR機関の手続において当事者が積極的な資料提出を躊躇するのではないかと」といった指摘がある旨記載されているが、第三者に対する「公開」ととどまらず、ADRの結果がすべて自動的に裁判に引き継がれることによる影響にも留意すべきであるから、その点を踏まえた表現ぶりに改めてはかがか、との指摘があったこと、この点について、事務局としては、山本委員の御指摘を踏まえて報告書案を修正したいと考えていることが紹介された。（上記修正につ

いて、特に異論はなかった。)

(ア) 「1 総論」及び「2 第3回報告書において指摘した長期化要因の継続的検証」について

(特に異論はなかった。)

(イ) 「3 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策」及び「4 個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策」について

(中尾委員)

- 骨子案では「法廷侮辱罪」という表題が用いられていたところ、報告書案では、「罪」を削除した上、「法廷侮辱（司法妨害）」という表題に改められているが、「司法妨害」という用語は、一般国民に馴染みがなく、また、多義的な概念でもあるから、これを「法廷侮辱」に付加するのは適当ではないと思われる。

(菅野審議官)

- 「法廷侮辱（司法妨害）」という表題に改めたのは、前回の検討会における御議論を踏まえて、「法廷侮辱」が裁判所の利益を図る観点ではなく、司法全体の機能を保全するための趣旨のものであることを明確にするためであり、このような表題にした方が特に弁護士を始めとする当事者の方々にはその真意を理解していただきやすくなると思ったからである。

(高橋座長)

- 今説明のあった修文の趣旨自体は、理解できるのではないか。

(酒巻委員)

- 趣旨は理解できるが、刑事訴訟において、「司法妨害」というと、偽証や証人威迫が含まれるため、誤解を招く恐れがあるかも知れない。

(中尾委員)

- 「(司法妨害)」との用語は削除し、単に「法廷侮辱」とだけ記載して

いただきたい。

(二島委員)

- 酒巻委員や中尾委員の意見に異論はない。

(菅野審議官)

- そのようなことであれば、この点の表記については元に戻すことを検討したい。

(二島委員)

- 証拠収集の場面で働く制裁と法廷侮辱とは異なるものではないのか。

(菅野審議官)

- 証拠収集と法廷侮辱の関係や、前回御指摘を受けた「攻撃防御方法の提出期限遵守のための制裁（失権効）の導入」と法廷侮辱に対する制裁との関係については、そのような御意見があった旨を該当欄に記載した上、脚注も設けて整理している。

(中尾委員)

- 「遺言の普及等」において、施策案として「遺言や任意後見制度の普及」が挙げられているが、これらの施策は、遺産分割事件の迅速化と具体的にどのように関係するのか。

(浅香家庭局第一課長)

- 被相続人の判断能力が不十分となる場合に備える任意後見制度を普及させれば、判断能力が低下した後の財産管理の適正化が図られるため、相続人間の紛争を未然に防止し、遺産の範囲の明確化などの付随問題を防止する効果が期待できるのではないかと考えている。

(秋吉委員)

- 任意後見制度が普及すると、遺言能力についての紛争を予防できることが期待できるとともに、財産の散逸を防ぐことができ、遺産の範囲についての紛争も予防することができるのではないか。

(菅野審議官)

- 御指摘を踏まえて、「遺言や任意後見制度の普及」と遺産分割事件の迅速化との因果関係を明確にするため、表現ぶりを検討したい。

(ウ) 「**5 裁判所及び弁護士の実務態勢等に関連する要因に関する施策**」
について

(中尾委員)

- 「弁護士へのアクセスに関する施策」のうち「本人訴訟への対応の強化」について、「資力があり弁護士にアクセスできるにもかかわらず自ら訴訟を遂行する当事者の割合が増加している現状をも踏まえ、弁護士強制制度の導入について…検討を進める。」と記載されているが、感覚的には理解できるが、理論的にいえば、資力の有無は関係ないのではないか。

(菅野審議官)

- 御指摘を踏まえて、修正を検討したい。

エ 「1 本報告書の概要」、その他の部分について

(特に異論はなかった。)

オ 全体的な感想等について

菅野審議官から、第4回報告書の最終的な製本版の完成は、9月を予定しているが、7月中旬の第4回検証結果の公表に向けて、報告書を暫定的に簡易に製本したものを作成し、各委員に送付する予定であること、検証結果の公表までの間に何か問題が生じたときは、座長及び関連委員に相談して対処することが説明された。

(野間委員)

- 記者としての経験を踏まえると、本報告書を公表すると、報道機関の興味は、第4回報告書の目玉である施策編ではなく、上告審や裁判員裁判に向けられる可能性がある。

(高橋座長)

- 裁判員裁判については、「Ⅲ 刑事第一審訴訟事件の概況」の随所に記載されているとおり、今回の報告書に掲載した統計データについて、現時点において確定的な分析と評価を行うことは可能でも相当でもないから、公表時に誤解を招かないように注意すべきである。

(酒巻委員)

- 裁判員裁判については、裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会においても、最新の統計データを公表して議論を重ねているのだから、報道機関には、そちらに注目してもらいたい。

(高橋座長)

- 施策編が今回の報告書の重要部分であり、これまで時間をかけて重点的に議論を重ねてきたので、報道機関を含め、読者には施策編に注目していただきたいし、事務局においても、そのための工夫を考える必要があるのではないか。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第41回 平成23年7月19日(火)午後3時から

(以上)